

任意団体オリーブの木 会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この団体は、任意団体オリーブの木と称する。

第2条 事務局は代表理事の定めるところに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、精神疾患者の生きづらさや精神疾患へのイメージを変え、障害のある人もない人も生きやすい社会を目指して、精神疾患について少しでも知ってもらい、一人でも多くの人を元気にし、誰もがリカバリーについて学ぶことを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) リカバリーのサポートをする場「gen」の提供を行う。
- (2) 交流会の開催を行う。
- (3) 講演会、セミナー、イベントを開催する。
- (4) 関係機関等に当事者講師として講義などに参加する。
- (5) 当事者、家族に対しての相談を行う。
- (6) リカバリーカレッジの創設、運営を行う。
- (7) ピアサポーターの交流、養成に関わることを行う。
- (8) 物品販売等を行う。
- (9) その他当団体の目標を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会員

(会員)

第5条 この団体は、前条の目的及び事業の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(入会)

第6条 賛助会員及び協力会員（以下、会員と称す）として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 賛助会員は、年に1回、1口5,000円以上の会費を納入しなければならない。支払

方法は振込（手数料は会員の負担）または現金手渡しで行うこととする。

第 8 条 協力会員は、毎月定められた会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1） 退会届の提出をしたとき。
- （2） 本人が死亡、又はこの団体が消滅したとき。
- （3） 会費等を継続して 6 か月以上滞納したとき。
- （4） 除名されたとき。

（退 会）

第 10 条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 ただし、会費は返却しない。

（除 名）

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会を設け、代表理事がその会員を除名することができる。この場合、代表理事はその会員に対し、理事会の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- （1） 法令及びこの会則等に違反したとき。
- （2） この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 12 条 会員は、この団体の定める特典を受けることができる。

（再入会）

第 13 条 退会した者が、再び入会することは、第 9 条（2）～（4）を除き認めることとする。その場合は、改めて申込書を代表理事に提出すること。

第 4 章 理事

（理 事）

第 14 条 この団体の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次の掲げる者とする。

代表理事 市原 早耶香

理事 樋口 麻梨子、中山 由香

監事 瀬下 加緒里

（会 費）

第 15 条 理事は、第 7 条に準ずる。

（理事の選任等）

第 16 条 代表理事は、総会において選出する。理事・監事は、代表理事が推薦し、総会において議決する。

2 代表理事および理事は、会員の互選とする。

(理事の任期)

第 17 条 理事の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(理事の任務)

第 18 条 代表理事は、この団体を代表し、業務を統括する。

2 代表理事以外の理事は、団体の業務について、この団体を代表しない。

3 理事は、代表理事を補佐して業務を掌握し、代表理事があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務の執行を決定する。

5 監事は、この団体の会計を監査する。

(理事の解任)

第 19 条 理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その理事を解任することができる。この場合、その理事に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他理事としてふさわしくない行為があったとき。

(理事の報酬等)

第 20 条 理事は、報酬を受けることができる。

2 理事には、その職務を執行するために要した費用を請求することができる。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、会員、理事をもって構成する。

(審議事項)

第 23 条 代表理事が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業の変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 事業予算及び収支予算の決定、変更

- (6) 理事の選任又は解任
 - (7) その他この団体の運営に関する重要事項
- (開催)

第 24 条 総会は、代表理事が招集する。

2 通常総会は、年 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 全会員の 3 分の 1 以上から請求があったとき。
- (2) 代表理事が必要と認めたとき。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 通常総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会の議決は、この会則に沿って、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 止むを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決、又は他の会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における第 26 条及び第 27 条の規則の適用については、その会員は出席した

ものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第 30 条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は監事を除く理事を持って構成する。ただし、監事は理事会に同席し、意見を述べることができる。

(機能)

第 32 条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 暫定予算
- (4) 予備費
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集

の請求があったとき。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 35 条 理事会には、第 26 条及び第 27 条の規定を準用する。この場合において、これら

の規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と読みかえるものとする。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 止むを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。ただし、他の会員を代理人として表決することはできない。

第 7 章 会計及び資産

(経費等)

第 38 条 この団体の運営に要する経費は、会費・助成金・寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 39 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会で作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この団体の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事会で作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 やむを得ない理由により予算が成立しないとき、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 43 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 44 条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(資産の構成)

第 45 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 寄付金
- (6) 助成金
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第 46 条 この団体の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

2 剰余金の分配は行わない。

3 この団体が解散・消滅した場合は、資産の再分配はせず、国・地方公共団体や公益社団法人、公益財団法人等一定の公益的な団体に贈与する。

第 8 章 雑則

(会則の変更)

第 47 条 この会則は、総会において議決を得なければ、変更することができない。

(委 任)

第 48 条 この会則の施行にあたり、必要な事項は代表理事が総会にはかり、別に定める。

附 則

本会則は、2023 年 6 月 1 日より施行する。